

平成21年度 空家実態調査の実施について

国土交通省住宅局

空家の所有者の皆様、空家の近隣住民の皆様へ

- 国土交通省住宅局では、平成22年2月中旬から3月にかけて、東京都、大阪府、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県の一部の地域を対象に、「平成21年度 空家実態調査」を実施します。
- 国土交通省が委託している民間調査会社の「調査員」が、調査対象地域にある空家となっている住宅を確認するため、現地調査や近隣の皆様に聞き取りなどを行います。
- 空家と判明した住宅については、その所有者の方にアンケート調査をお願いします。
- 上記「調査員」がお伺いした際には、ご協力をお願いいたします。

空家実態調査とはどんな調査？

- 空家実態調査は、空家の所有者の方に、その空家の規模や設備等の内部状況、現在の利用状況、空家の今後の利用予定等についてお聞きする調査で、昭和55年度以来、おおむね5年周期で実施しており、今回で7回目にあたります。
- この調査は、統計法(平成19年法律53号)に基づき、一般統計調査として国が実施するものです。
- 調査の結果は、我が国の住宅政策の企画・立案等を行うための基礎資料として利用します。

どんな協力をすればいいの？

- まず、調査員が調査対象地域にある空家となっている住宅を確認するため、現地調査を実施します。
- 空家と判明した住宅については、調査員からその所有者の方に、空家実態調査のアンケート票の記入をお願いさせていただきますので、ご協力をお願いします。
- また、遠方におられる所有者の方には、国土交通省が委託している調査会社から、アンケート票を郵送させていただきますので、ご回答くださいますようお願いいたします。
- 空家の近隣の皆様には、調査員が空家の所有者の方について、お尋ねすることがありますが、所有者の方に調査をお願いするためのものですので、差し障りのない範囲内で情報提供にご協力いただきますようお願いいたします。
- なお、統計調査により集められた個人情報とは、統計法により厳格に保護され、調査関係者が調査で知り得た内容を他に漏らしたりすることは絶対にありませんのでご安心ください。

※調査関係者が、職務上知り得た秘密を他に漏らしたときは、統計法の罰則規定に基づき、懲役又は罰金が科せられます。

お問合せ先

- アンケート調査の趣旨に関すること
国土交通省 住宅局 住宅政策課 寺前
TEL：03-5253-8111（内39244）
（平日10:00～17:30）
国土交通省URL：<http://www.mlit.go.jp>

- アンケート票の記入に関すること
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
空家実態調査事務局 小林・田村
TEL：03-6711-1266（平日10:00～17:30）
- アンケート票の記入及び回収に関すること
株式会社サーベイリサーチセンター 社会情報部 高久
TEL：03-5832-7074（平日10:00～17:30）